

保育パート ニュース

あなたの声を組合へ

2025.7.16 No.514

全日本建設交通一般労働組合保育パート支部

名古屋市中川区宮脇町2-99-2

TEL(052)353-8404

E-mail hoikupart@circus.ocn.ne.jp

オープニングでは
「広島国鉄ナイス」の
力強いうたごえも



↑熱く語れる
竹信三恵子さん

→2日目の分科会。
「非正規公務員」の全国の
状況を出し合いました。



建交労の前身の時代に
平和公園を清掃する
→先輩達から学びました。

横つながり
の力で
変えていこう

第3回
in 広島

非正規ではたらくなかまの全国交流集会

6月7日・8日に「非正規ではたらくなかまの全国交流集会」が広島で開催されました。テーマは「貧困と格差のない社会の実現へ被爆80年のヒロシマから平和の声をあげよう」で、今回が第3回目となります。

非正規問題は正規の働き方と大きな関係

1日目の記念講演は、私たちの記者会見への応援参加や、論文、YouTube等で会計年度任用職員制度の改善を訴えつづけている

ジャーナリストで和光大学名誉教授の竹信三恵子さん「さらに広がる非正規の働き方をどう考えるか」というテーマで、非正規労働者の問題は正規の働き方の変化と大きな関係があり、単に「正規化」だけを考

えるのではなく、みんなと一緒に全ての労働者の雇用改善の対策を練っていかねば解決しない、と語られました。

実は選ぶしかない状況にされている

均等対遇が叫ばれる今、資格職とそれ以外をわけ

「違ふ職務を与える」「チームリーダーのみを正規にする」など、少し仕事を交えて低処遇を維持できるようにする「均等対遇のされ」が巧妙化している。自分で選んで非正規になったと思

っているかもしれないが、実は選ぶしかない状況にな

労働組合の工夫と力が重要

非正規の組合加入が少し進んでいて、もっと声を上げる人がふえれば社会が変わること、賃金が低迷しているのは日本だけであること、最低賃金の引き上げが重要で、そして理不尽な雇

仲間と競い合えない「心の安らぎ」

2日目は「非正規公務員の待遇改善をめぐって」の分科会に参加しました。一時金・休暇制度・人事評価・雇用の安定などについて、全国の仲間が状況を話し合う中で自治体による違いが明確になり、「横つながり」の力で変えていこうと確認しました。

戦後80年、被爆80年、日本被団協のノーベル平和賞受賞と、これまでも増して注目されている広島。近い川辺に、私たちの組合の石碑「ノーモア・ヒロシマ」があります。

「平和」「核兵器廃絶」が、私たちが安心して働き続けられるおもとである。ことを改めて実感した集会に参加した。

（上飯田南 尾崎よしみ）

ヒロシマからの証言

休憩後は「ヒロシマの証言」として、2歳で被爆孤

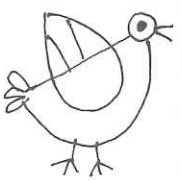
建交労中央・県本部大会
代議員選挙の
お知らせ

建交労中央大会及び
県本部大会に出席する
代議員を選出するための
信任投票を行います。

今回のパートニュースといっしょに
代議員選挙のお知らせと投票用紙をお
ろしました。1人ひとり投票用紙に記
入してご自宅まで必ず返送して下さい。

8月15日までお願いします

7月20日の支部交流会「お食事会」は
60人（大人58人・子ども2人）での
参加となりました。
貸切にはなりません。楽しんでください。



「やめる！」と言うまえに 組合へ

夏期休暇と夏期一時金に
対する要求書の回答

(6月20日 運営課より)

	要 求	回 答 内 容
①	会計年度任用職員全員に夏期休暇5日間付与を	会計年度任用職員の臨時休暇は、市全体の制度で定められており、全員への付与は困難。付与日数は、定められた任期及び週の勤務日数に応じて付与している。
②	週の労働時間数に関わらず会計年度任用職員全員に、夏期一時金の支給を	会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当は、市全体の制度で定められており、全員への支給は困難。支給要件として、年度内の任期が6月以上かつ週の勤務時間が15時間30分以上あることとされている。
③	一時金の支給日、支給内容を回答に明記して	期末手当及び勤勉手当の支給日は、令和7年6月30日。令和7年度における会計年度任用職員の夏期の期末手当は、基準給与の1.25月分、勤勉手当は、基準給与の1.05月分を支給。 ただし、勤勉手当は前年度の1月1日時点の職に係る人事評価の結果が基準に達しない（総合評価の点数が1）と評価された者については、条例上の支給割合から0.11月を減じた月数分を支給。

パート・臨時
労組連絡会
*21日総会

非正規労働者こそ
労働組合を活かそう

一人ひとりの対話と交流が大切

当事者の生の声を
たのて物事が動く

て社会に広めていくことで物事が動くと語りました。

尾林さん自身も10年程前は

「ジェンダー不平等の
4つの壁」

6月15日、労働会館本館において愛労連・パート・臨時労働連絡会第2回総会が開催され、オンラインも含め40人以上が参加しました。

愛労連副委員長・沙子女議長らの来賓あいさつの後、首都圏青年ユニオン委員長・尾林哲也さんによる「非正規労働者こそ労働組合を活かそう」と首都圏青年ユニオンのとりくみから学ぶ」の記念講演がありました。

みなする熱い話でした。多くの事例をあげて講演される中、学生自身が声をあげて作る「学生ユニオン」の問いぶりに触れ、「ブーグルフォーム」やSNSを使って発信し、同様の問題を抱えに当事者の生の声を集め、マスコミを活用し

協会では、活動報告・活動方針の提案があり、すべて採択されました。その後、「年収の壁ア・ケート」の集計結果報告を愛労連の若井副議長（生協連）が行いました。

5月末までに669人からの回答を得て見えてきたのは

夏期一時金の内容の詳細

基準日(6/1)における週の勤務時間が
15.5H以上の勤務者に支給。

- 支給日＝6月30日
- 支給額＝基礎額×支給割合×期間率

①基礎額 給料月額+給料の調整額+これらに対する地域手当

②支給割合＝期末手当 1.25 月＋勤勉手当 1.05 月

期末手当	勤勉手当	
	標準	下位
1.25 月	1.05 月	0.94 月

*勤勉手当は人事評価の結果に応じて区分（標準・下位）が決定される。

③期間率 基準日以前6ヶ月以内の在職期間
(週の勤務時間が15.5h以上ある期間)に応じた割合
・〈期末手当〉

在職期間	期間率
6ヶ月	100%
5ヶ月以上	80%
3ヶ月以上	60%
3ヶ月未満	30%

・〈勤勉手当〉 下表は 14 区分の内の一例

勤務期間	割合
6ヶ月	100%
5ヶ月15日以上6ヶ月未満	95%
3ヶ月15日以上4ヶ月未満	60%
1ヶ月15日以上2ヶ月未満	20%
15日未満	5%

4つの壁。①低賃金の壁、②契約時間の壁、③休養料の壁、④家庭（夫一の壁の4方向の壁に囲まれているので『年収の檻（おり）』と名づけています。このジエンダー不平等の檻から抜け出し、働く自由、権利を取り戻し、世帯収入減等の不利益がなく誰でも杜保に加入できるような条件・制度に改善していく必要があるとのまとめでした。（アンケートのご協力ありがとうございました。）

また、会計年度という不平等な制度で、この問題や格差は全国の仲間も同じ思いをしているということ、男女の格差はまだあること、非正規の女性が増え、会計年度任用制度はジェンダー不平等の象徴であり、もっと女性が生きて生きと活躍できるようにと述べました。

抱えている問題に
共通点

その後はグループに分かれ、それぞれ職場での悩み、困り事を出したり、尾林さんの講演を受けての感想を話したりして交流。抱えている問題に共通点を見つけ、違う職場の話を聞いて学び合う機会になりました。

次に特別報告として、保育パ
ート支部の尾崎書記長が「名寄
屋市の会計年度任用職員1200
人の雇い止め問題について、こ
れまでのにたいの経緯と今後
の目標について報告しました。

総会には終始笑い声が響きわ

※6月30日、名古屋市中議会の各会派に「会計年度任用職員への待遇改善」について懇談の申し入れをしました。(今決まっているのは8イ、共産党のみです)

※組合事務所のお休み
8月12日(火)と16日(土)
(県本部は12日は開館)

について和やかな時間でした。
 尾林さんの話から見たのは
 今日の後会のような、直接一人
 ひとりとの対話と交流が大切な
 んだと実感しました。
 (中略) 投味 溝田 由美子